

# Velo-city 開催を契機とした外国人サイクリスト誘客促進事業 委託業務仕様書

## 1 事業目的

本県では、令和2年度に策定した「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」の実現に向けて、しまなみ海道最大の橋である来島海峡大橋を切り口に、令和4年度から、豪州及び米国においてサイクリングを核とした継続的な相互交流に向け、両国関係機関との協議・調整等に取り組み、令和6年度に、豪州・シドニー市のサイクリング団体及び米国・ニューヨーク市のサイクリング団体とサイクリングを通じた交流促進のための覚書締結に結び付けたところ。

本事業では、令和9年5月に日本で初めて開催される欧州サイクリスト連盟主催・世界最大級の自転車国際会議「Velo-city」開催を契機に、海外からのサイクリスト来訪が多数見込まれることから、しまなみ海道をフックに、外国人サイクリストによる県内サイクリングコース周遊を促進するため、しまなみ海道をはじめ県内を訪れる欧米豪サイクリストを対象に動向調査を実施の上、調査結果を基にインバウンドプロモーションを目的としたサイクリングマップ及びポスター等や動画を制作するとともに現地プロモーションを実施することにより、しまなみ海道エリアの世界的な発信力強化・認知拡大を図り、「愛媛・しまなみ海道＝来島海峡大橋」の定着を促進し、同橋を中心としたしまなみエリアを世界的なサイクルツーリズムブランドへと発展させることを目的とする。

## 2 事業期間

契約の日から令和9年3月末まで

## 3 委託業務

### (1) 業務詳細

外国人サイクリストに訴求する県内サイクリングコース、観光スポットへの訪問、文化体験、アクティビティ等を組み合わせた県内を周遊するサイクリングの魅力を発信し、しまなみ海道をフックに、県内サイクリングコースの周遊促進および認知度向上を図るため、次の(1)～(6)を実施する。

#### (1) インバウンド誘客のための動向調査

しまなみ海道および県内主要交通機関を使用して訪れる欧米豪サイクリストを対象にアンケート調査を実施し、欧米豪サイクリストの特徴・ニーズ、趣向等を明らかにして、誘客に効果的なプロモーション手法を提案する。

##### ① 対象地域・エリア

しまなみ海道エリア（広島県側を含む）のレンタサイクルステーション、松山空港、JR 四国の県内駅（松山駅、今治駅、大洲駅ほか）、東予港、外国人サイクリストの利用が多い宿泊施設など

##### ② 調査対象者

しまなみ海道をはじめ県内をサイクリングする欧米豪旅行者

（レンタサイクル利用者、サイクリングツアー参加者、輪行するサイクリスト等）

※欧州の主な対象国：しまなみ海道レンタサイクル数が上位のイギリス、フランス、ドイツ

##### ③ サンプル数

有効回答数 500 サンプル以上とし、可能な限り多くのサンプルを集めること。

※回答率を高めるため、回答者にインセンティブを付与することも可とする。

##### ④ 調査方法

実地およびWEB アンケート

##### ⑤ 調査期限

令和8年7月末までに調査を実施し、プロモーション手法を提案すること。

## ⑥ 調査項目

欧米豪サイクリング旅行者の動機や旅行形態、内容、嗜好、情報源などを明らかにするため、サイクリング観光客の行動パターン等（利用者の特徴、周遊状況等）について、以下の内容を中心に調査を行うこと。なお、必要に応じて調査項目を追加等し、より効果的な調査となるよう提案すること。

※具体的なアンケート項目は、当協会と協議の上決定する。

### 【主な調査項目】

- 属性（居住国・地域、性別、年代、同行者の有無等）
- 利用自転車の種別等
  - ・ レンタサイクルもしくはマイバイクの別
  - ・ 車種（ロードバイク、クロスバイク、E-BIKE 等）
  - ・ サイクリングレベル（初級、中級、上級）
- 旅行の内容等
  - ・ 日本での旅行の訪問場所、目的（サイクリング、それ以外）
  - ・ 愛媛県内のしまなみ海道以外の訪問場所
  - ・ 旅行形態（個人、旅行会社等によるツアー、オプションツアー参加の有無等）
  - ・ 海外旅行でサイクリングをする際の国、場所、旅行内容を決定するための情報源、媒体（HP・SNS・雑誌・友人及び知人等）
- サイクリング内容等
  - ・ サイクリング開始及び終了場所
  - ・ サイクリングでの訪問場所（可能な限り周遊ルートが分かるようにすること）
  - ・ サイクリング開始前に立ち寄った場所（観光地等）の有無等（立ち寄った場所・立ち寄った場所からの移動手段）
  - ・ サイクリング終了後の次の目的地（観光地等）の有無等。（次の目的地・次の目的地までの移動手段）
  - ・ サイクリング旅行中の宿泊の有無（場所を含む）
  - ・ 全体の旅行日数のうち、サイクリング観光に費やした日数（時間）
  - ・ サイクリングでの合計移動距離（細切れの場合、それぞれの距離及び合計距離）
  - ・ サイクリング中の消費額（飲食費、宿泊費等）
  - ・ サイクリングに来た理由及び満足度（満足度の理由含む）
  - ・ サイクリングと組み合わせて楽しんだアクティビティ（有無を含む）  
（例：クルージング、キャンプ、釣り、SUP、トレッキング等）
  - ・ サイクリングと組み合わせて楽しみたいアクティビティ  
（例：クルージング、キャンプ、釣り、SUP、トレッキング等）
  - ・ 日本でサイクリング旅行をする際、立ち寄るスポットやアクティビティ、宿泊施設等を選定する際の情報源、媒体（HP・SNS・雑誌・友人及び知人等）

## ⑦ 調査結果の分析・提案

調査後、外部公開データ等を活用し、欧米豪サイクリング旅行者の特徴・ニーズ等を総合的に分析の上、しまなみ海道をフックに、欧米豪サイクリストの県内周遊を促進するためのプロモーション手法を提案すること。

## (2) 県内サイクリングマップの作成

(1)の調査結果を活用して、愛媛マルゴト自転車道をベースに、しまなみ海道を訪れる外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者向けに、県内サイクリングコース周遊を促進するための日本語および英語のサイクリングマップ（冊子及びデジタルマップ）を作成する。

愛媛マルゴト自転車道：<https://ehime-cycling.jp/>

### ① 内容

- ・ 主に個人で旅行する外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者を対象に県内を来訪し数日かけて周遊する際に使用するセルフガイド用として活用できるものを作成

すること。

- ・主要ターゲットは、欧米豪の外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者とする。
- ・28 コースある愛媛マルゴト自転車道の内、原則として中上級者向けの 11 コースを活用しながら、東中南予バランス良く、外国人サイクリング旅行者が県内を周遊するために最適かつ分かり易いルートを選定すること。ファミリー向けの 17 コースからも外国人サイクリング旅行者に最適なものがあれば選定すること。
- ・マップ作成にあたっては、国土地理院が使用を認めている地図データを使用する等、外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者が県内を周遊するために最適かつ自転車走行のために利便性の高い精密な地図を作成すること。
- ・マップには、サイクリングコースのほか、レンタサイクルターミナル、獲得標高、距離情報、観光スポット等の見所、サイクリングコースの道の特徴や特に走行に注意が必要な箇所、絶景、休憩場所、食事場所、宿泊施設、アクセス情報などサイクリング旅行に必要な情報を含めること。
- ・掲載する素材は、サイクリングコースを試走・取材の上撮影すること。
- ・デジタル版は、海外のサイクリストが利用する Ride with GPS、Strava 等のサイクリングルートプランナーおよび Google マップを活用したものとする。
- ・サイクリングルートプランナーおよび Google マップの QR コードをマップに掲載すること。
- ・企画立案、構成、デザイン、原稿作成、イラスト、写真撮影、レイアウト、編集などマップ作成に必要なすべての作業を実施すること。

## ② 仕様・規格・作成部数

- ・仕様・規格は、外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者が県内をサイクリングで周遊する際に使用するのに最適であり、かつ県内のサイクリングコースの魅力を最大限発信するものを提案すること。折りの仕様は、横蛇腹折とする。
- ・作成部数 日本語 3,000 部  
英語 7,000 部  
合計 10,000 部
- ・成果品とともにデザインデータ (Ai、Jpeg、PDF の各型式) を提供すること。
- ・成果品 (マップ部分を含む。) については、PDF 形式により、当協会が運用する Cycling Ehime 等のホームページ等に掲載するものとする。

## (3) 県内サイクリングコースのポスター等の作成

(1)の調査結果を活用して、新たなキービジュアルを設定した上で、国内外のサイクリングイベント等におけるプロモーション活動で使用する日本語・英語のポスター、タペストリー及びテーブルクロスを以下のとおり作成することとし、その他効果的な広報ツールがあれば提案すること。

### ① 内容

- ・新たなキービジュアルをもとに、愛媛の強みであるしまなみ海道や伊予灘、宇和海沿い、石鎚山、四国カルストなどの山や林道、漁村・古い町並みや里山風景といった愛媛ならではの多彩なサイクリングルートの魅力に特化したポスターを 2 種類以上作成することとし、日本語版・英語版を各種 100 枚以上 (計 400 枚以上) 納品すること。
- ・ポスターのサイズは B1 および B2 とし、各サイズの印刷枚数は、構図等に応じて提案すること。
- ・タペストリー及びテーブルクロスは、国内外のサイクリングイベント等のブース出展等において県内サイクリングコースをプロモーションするために使用し、日本語版・英語版を各 1 種類以上納品すること。

### ② キービジュアル設定のポイント

しまなみ海道や石鎚山などの絶景、温泉、漁村・里山風景といった愛媛の強みである海と山のサイクリングコースの魅力が分かりやすく表現され、かつ、外国人が本県を訪れてサイクリングをしたいと思わせる内容となっているか。

#### (4) 愛媛マルゴト自転車道に特化したプロモーション動画の制作

##### ① 内容

(1)の調査結果を活用して、愛媛マルゴト自転車道のサイクリングコンテンツの魅力を引き出すため、「サイクリングパラダイス愛媛」のイメージを強く印象付け、外国人サイクリストおよび外国人サイクリング旅行者の誘客につながる動画を日本語および英語で制作すること。また、幅広いプロモーション（YouTube、Instagram、リアルイベント等）で定番的に使えるものとする。

- ・サイクリングコースを自転車で走行するシーンを中心にサイクリングそのものの楽しさやサイクリング旅行の魅力伝える内容で構成すること。
- ・東中南予のバランスやサイクリングレベルを考慮して県内全体を網羅し、かつ中上級者向けの11コースから愛媛県のサイクリングの魅力を最大限引き出すコースを選定すること。
- ・外国人サイクリング旅行者をターゲットにした観光資源（道後温泉、松山城、お遍路、日本文化体験など）と組み合わせても良いが、サイクリングをメインにすること。
- ・欧米豪の外国人サイクリストおよび外国人旅行者をターゲットとすること。
- ・制作する動画は、サイクリングコースを走行・取材して撮影すること。
- ・道路交通法を遵守するとともに、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。
- ・製作した動画を電子媒体（DVD-R等）で納品すること。原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

##### ② 動画の尺（長さ）及び本数

以下の2種類を制作すること。それぞれ動画の尺や本数は、上記の内容を念頭にプロモーション効果が向上するよう提案すること。

- ・フルバージョン（県内全体を網羅）・・・10分程度のものを1本以上
- ・ショートバージョン・・・1分および3分程度のものをそれぞれ1本以上
- ・SNS配信等を想定したショートバージョン数本

##### ③ 動画を活用したプロモーション

制作した動画を使用して、認知度向上および効果的な誘客を図るため、(1)の調査結果を活用して、欧米豪サイクリストをターゲットにプロモーションを実施すること。Youtubeに掲載するとともにCycling EHIMEをはじめとする当協会が保有するウェブサイトやSNS等で発信するほか、欧米豪サイクリストに効果的な発信方法を提案の上実施すること。

#### (5) 現地プロモーションの実施

(1)の調査結果及び分析結果を活用して、しまなみ海道をフックに、欧米サイクリストの県内周遊を促進するためのプロモーション用の素材（動画・写真、記事、SNS・WEBコンテンツなど）を作成し、プロモーションを実施すること。

- ・プロモーションの対象国は、欧州および米国とし、欧州には、イギリス、ドイツ、フランスを含めること。
- ・プロモーション用の素材は、動向調査の分析結果に基づき、欧州・米国各国または地域毎にプロモーション効果が高まるものを作成すること。既存の素材や(4)で作成した動画を活用することは認められるが、分析結果や媒体に合わせて新規に作成することを必須とする。
- ・プロモーションのための媒体には、欧米サイクリングメディアやインフルエンサーの活用など、欧米サイクリストに対して効果的に訴求可能な欧州及び米国の現地メディア等の

現地の媒体を含めること。

- ・プロモーションのために撮影した素材（写真、動画等）を電子媒体（DVD-R等）で納品すること。原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

#### **(6) 欧米豪サイクリスト誘客促進に向けた独自提案事項【任意】**

上記(1)から(5)の必須提案事項と連動し、前述「1 事業の目的」に沿った本事業の効果を高め、欧米豪サイクリスト誘客促進に資する独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

例：欧米豪現地での愛媛県サイクリングPR、

欧米豪現地のサイクリング市場調査等

#### **(2) 成果品の提出**

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(契約書に定める様式)を提出すること。同報告書には、Velo-city開催を契機とした外国人サイクリスト誘客促進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 紙媒体1部、電子媒体(DVD-R等)1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会(事務局：愛媛県自転車新文化推進課)

### **4 レポートおよび業務実施報告書に関する著作権等の取扱い**

#### **(1) 著作権者**

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

#### **(2) 第三者への使用許諾**

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。ただし、受託者が使用する場合は無償で使用できるものとする。

#### **(3) 権利関係の処理**

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前号のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

### **5 秘密保持に関する特記事項**

- (1) 受託者は、委託者が秘密である旨を書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)で明示して開示する情報(以下、「秘密情報」という。)を、紛失(盗難を含む)、滅失、改ざん及びき損してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から引き渡された秘密情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに秘密情報の掲載された資料等(電子媒体を含む)を返還又は廃棄しなければならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、秘密情報の掲載された資料等(電子媒体を含む)を複製及び複写してはならない。
- (5) 受託者は、秘密情報の漏えい、紛失(盗難を含む)、滅失、改ざん及びき損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事

故等の概要を委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

## 6 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- (3) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (4) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由により関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。